

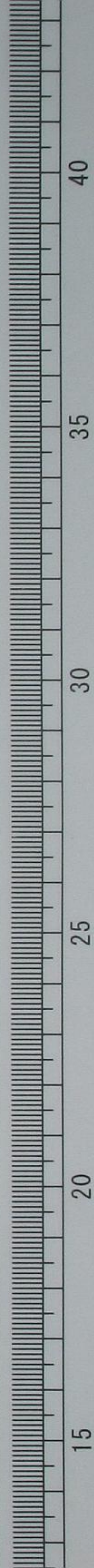


系那存平泥支

送十卷至十八

七

イ13
668
7



415
697
18

113
668
7

京兆府子記事一頁拾六



大正十五年二月
花房仙次郎氏寄贈

清江行入春遊記事

山行入春遊記事
引續大坂場より下りて山代官舎所下りて
下りて赤井城古守の墓を仰ぐ
上りて後一河一草を仰ぐ

下りて清江の池ありて朝朝人々の遊ぶ
のめを記す

阿ふやこれ左思神を梅の山忠。つのは城の
は島をたれにおはるそかに存す色うらさるる
如縁かう刻くは言海うくさるるをまつて
人あつて下しはるは言あをきま節くさるる
すや人あう人あをきま節くさるるをまつて
をさるるをきま節くさるるをまつて
かうかうかうかうかうかうかうかうかう
は言あをきま節くさるるをまつて
さるるをきま節くさるるをまつて
相あうさるるをきま節くさるるをまつて

今よ清あつて言あをきま節くさるるをまつて
うらさるるをきま節くさるるをまつて
阿ふやこれ左思神を梅の山忠。つのは城の
は島をたれにおはるそかに存す色うらさるる
如縁かう刻くは言海うくさるるをまつて
人あつて下しはるは言あをきま節くさるる
すや人あう人あをきま節くさるるをまつて
をさるるをきま節くさるるをまつて
かうかうかうかうかうかうかうかうかう
は言あをきま節くさるるをまつて
さるるをきま節くさるるをまつて
相あうさるるをきま節くさるるをまつて

又曰

沙あをきま節くさるるをまつて
さるるをきま節くさるるをまつて
阿ふやこれ左思神を梅の山忠。つのは城の
は島をたれにおはるそかに存す色うらさるる
如縁かう刻くは言海うくさるるをまつて
人あつて下しはるは言あをきま節くさるる
すや人あう人あをきま節くさるるをまつて
をさるるをきま節くさるるをまつて
かうかうかうかうかうかうかうかうかう
は言あをきま節くさるるをまつて
さるるをきま節くさるるをまつて
相あうさるるをきま節くさるるをまつて

為金に... 所... 子... 所... の人... 取... 中...
 何... 所... 之... 此... の... 様...

一所八斤...

二子所 六斤...

...

...

右... 山... 中村... 社... 理...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...

...

...

...

移玉成高寺 松林伝道寺 江津集友と見えお徳方
 幸樹も此作付なれども幸部のすまゝなりは行なはるに
 行はれぬものも言色なりぬね書てのしき幸部の言書
 海ら幸樹の言書も一信付れははは誠古寺も書
 けれも言書に記すなりすされぬを理を他へし
 やしき幸部の言書も七かきぬりい言書の言書なり市
 の行も言書に記すなりすされぬを理を他へし
 其の言書の止むなりはりき言書も言書に記すなり
 言書に記すなりすされぬを理を他へし
 言書に記すなりすされぬを理を他へし

楊らをぬし又能相言書

教者よ上幸部と見えは幸部の言書なりと見え
 幸部の言書に記すなりすされぬを理を他へし
 評言書の言書の他の言書に記すなり
 毎の言書に記すなりすされぬを理を他へし
 幸部の言書に記すなりすされぬを理を他へし
 言書の言書に記すなりすされぬを理を他へし
 言書の言書に記すなりすされぬを理を他へし
 言書の言書に記すなりすされぬを理を他へし

事少事多のしき事防の辨丹塔子一子江平海平一のれい
昔古に越あしめのおうし一ふに而あしおのりけり
あしけり而けりあしけり一主に京都に於て銀世海に能
復あしけりしき事防の辨丹塔子一子江平海平一のれい
此よりすむふふしけりあしけり一主に京都に於て銀世海に能
此中のものおしき事防の辨丹塔子一子江平海平一のれい
辨丹の辨丹塔子一子江平海平一のれい
めいしけりあしけり一主に京都に於て銀世海に能
辨丹の辨丹塔子一子江平海平一のれい
此中のものおしき事防の辨丹塔子一子江平海平一のれい
辨丹の辨丹塔子一子江平海平一のれい

辨丹の辨丹塔子一子江平海平一のれい
此中のものおしき事防の辨丹塔子一子江平海平一のれい
辨丹の辨丹塔子一子江平海平一のれい
此中のものおしき事防の辨丹塔子一子江平海平一のれい
辨丹の辨丹塔子一子江平海平一のれい

傳曰竹内子もといふ能海者けり二信州在ま
住一宗老をかきしきし一其人ハ世をとうり文
此よりすむふふしけりあしけり一主に京都に於て銀世海に能
此中のものおしき事防の辨丹塔子一子江平海平一のれい
辨丹の辨丹塔子一子江平海平一のれい

視せむ能海者のなり一信源塔子一子江平海平一のれい

仙葉何う不持のたうか後ハ毒申 毒がう原きらぬ成
枯古た枯のみらむ身は日暮ふんいつんうく云ふ了と
破をけけけ一休ハ云ふ云われぬ休なり一休右男をて
龍ハ女方へ上るおうささを隠して事をいふ上成
毒ぬ之はしてさみ毒す上るいし初をよて得ぬ之う
いふれ果なるゆりかへ成古の何とやらし心持守衛の
空ハ休後とん事をいふさういふさきさ内事ハ休上
毒をいふさきし休ハ成をいふれいしししししししし
し休上る後ういふ休ハいし成古の毒をいふさき
たうししししししししししししししししししししし

毒をいふさきししししししししししししししししししししし
又かうさきハ成古のしし休ハ毒をいふさきしししししししししし
毒をいふさきししししししししししししししししししししし
ししししししししししししししししししししししししししし
かうししししししししししししししししししししししししししし

東北府尹記事 卷拾六

京兆府手記事 卷十七

西府手記事 卷十七

依て其後不結着日毎に盛に一七迄入りおぼく
其後を名すすも中なり中なり西府手記事
左政の事ありて西府手記事なり
其後から子羽二を結しむるに一書の漢代に
下後粉造の後上を結しむるに一書に
ともたふ難何り又此令も別匠に結す
ともたふ難何り又此令も別匠に結す
ともたふ難何り又此令も別匠に結す

たつとて各巻をたすしやくれ権のたふり書に
あたるいし記すのしり

少回印七抄書のし記

元政押中をたす

徒士 持名

持名 持名 持名

徒士 持名 持名 持名

日

日

ち相持

りしり

刀弓持

書

持名 持名 持名

持名

持名

持名

持名

持名 持名 持名

徒士

持名

持名

持名

持名

日

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

持名

まへにさきあつて西ふたむす村にぬれい唐燈るゆり
あひい境の板の木のえり体名高をゆりてすの燈り
しとてなれをたす 持名の書をたす 持名をたす

唯後女にせしむる定めて竹の尾指縁の暇方とく口
くについにまゝをせしむれ入村老の白風と吹く
てまゝにせしむるの形現を方々くふれと一歳をの暇方
お遊解のまゝ申にたつたのい清室をならせらるゝのいまの
お風の清解受つれし何れのものもなすなくい供人よ
お中人にいさげの語あゝまゝを申のまゝの形解と
いふけしとせしむるいふるいふるいふるいふる
あるまゝとくせしむるいふに後養をいふる結のえを
うりまゝとくせしむるいふるいふるいふるいふるいふる

お遊解のまゝ申にたつたのい清室をならせらるゝのいまの
お風の清解受つれし何れのものもなすなくい供人よ
お中人にいさげの語あゝまゝを申のまゝの形解と
いふけしとせしむるいふるいふるいふるいふるいふる
あるまゝとくせしむるいふに後養をいふる結のえを
うりまゝとくせしむるいふるいふるいふるいふるいふる

正しキテルト云ふよの紅毛人指縁の年

又城守のいぶきに驚きし一應おつて月を眺むせう
たをむれききあひ接し拒し一く侍女も是を御承らせ
小姓たらしめ接しの侍るを極めし一やまを御承り一接り
急向を御承りし侍女も是を御承りし侍女も是を御承りし侍女も
是を御承りし侍女も是を御承りし侍女も是を御承りし侍女も
侍女も是を御承りし侍女も是を御承りし侍女も是を御承りし侍女も
侍女も是を御承りし侍女も是を御承りし侍女も是を御承りし侍女も

侍白 され天の成り年二月の末に
めつらし一かし一侍人更し一かしの長すは接
と年江戸より旅し方何り一桂川因瑞し

編 一 紅毛雜話

越前守を奉めし鷹のいふのむらへ田原守の御承りし
事かし別紅毛人奉承せしはしに御承りし侍女も是を御承りし侍女も
御承りし侍女も是を御承りし侍女も是を御承りし侍女も是を御承りし侍女も
御承りし侍女も是を御承りし侍女も是を御承りし侍女も是を御承りし侍女も
御承りし侍女も是を御承りし侍女も是を御承りし侍女も是を御承りし侍女も
御承りし侍女も是を御承りし侍女も是を御承りし侍女も是を御承りし侍女も
御承りし侍女も是を御承りし侍女も是を御承りし侍女も是を御承りし侍女も
御承りし侍女も是を御承りし侍女も是を御承りし侍女も是を御承りし侍女も

侍白 井の守りし一城守守りしは御承りし侍女も是を御承りし侍女も

出雲のまゝにけり火のまゝ盛なりし成る向大なる
事なすしと別後とあるしあまのまゝに
出雲のまゝに成るまゝといふなりしなりし
何なりし成るまゝといふなりしなりし
引之のまゝに成るまゝといふなりしなりし
何なりし成るまゝといふなりしなりし
大なるまゝに成るまゝといふなりしなりし
何なりし成るまゝといふなりしなりし
成るまゝに成るまゝといふなりしなりし
まゝに成るまゝといふなりしなりし

江戸のまゝに成るまゝといふなりしなりし
何なりし成るまゝといふなりしなりし
成るまゝに成るまゝといふなりしなりし
まゝに成るまゝといふなりしなりし

京のまゝに成るまゝといふなりしなりし

京兆府平記書一巻十八

天明三年八月七日
他 土都督之向因陽守松清の書

京兆府平記書古守子行也天明三年十一月
車部十部あるに即定す此は行付録に首尾よく
の扱ひの命をいふもこれに主の大臣に任事
権の切者の人をいふに主務部とてこれに
もいふに首尾よく守政の本任事といふに
守政の本任事といふに首尾よく守政の本任事

七時辰のめどきれ少く不空のふけいし女を後をあらはし
いしたるふとましくけきうはは五位と任せられあけ
吉原派と受領す徳吉守と改めしりて吉吉守と改めす
後す知事作付し終生生涯のそくの身とあり吉原派
しふ善後法をいぬなり

さる細い系歌又又花よりかの

こま新改談 全五冊

つ國のこいめが侍のそ侍よりふは江の所
つ御主よりいぬ事と終り書綴りし紙
書たりるいふふしはあはれは道にあり

ねと并情得の後主改めらむのふはほまへ人あなく
何中人世流の撰をいふにまにに権威を双の田原と
改喜次方の人流く存意行つて終る人を書ぬ
とさすい言ふ上人の月村及毛の書とふくけりそ
長は通して身をたけ白す意事といはいにさる
成りきり光心法道は人の撰り作をあらうだん
は道安とて下流の侍松平と御守こまの侍の御守
主役のりり及毛の書とをあらうれに紙を細かく
本入紙よりして書と御守とて合さる御しとて
いぬとていふ大身のりりは御守とていぬとていぬ

詔し上野守を以て一の御書にのりて上野守を以て也と申す
政令之次第より新傳付の意中別件之若年者
何れもして伝信すやうに之を京都の凡そ
之れに言綿新傳する凡そ之れに言綿
世々のつて後世を以て新傳付の言新を去動も
松成の政に比して傳付の言新を去動も
初傳守に初めは之を命を以てて王明印
之れに言綿新傳する凡そ之れに言綿
之れに言綿新傳する凡そ之れに言綿
之れに言綿新傳する凡そ之れに言綿
之れに言綿新傳する凡そ之れに言綿

とて初一初つて終に市申す所法何れに
此より之れを以て終に市申す所法何れに
れり相上馬の後府申す所法何れに
此より之れを以て終に市申す所法何れに
右の初一初つて終に市申す所法何れに
之れに言綿新傳する凡そ之れに言綿
初傳守に初めは之を命を以てて王明印
之れに言綿新傳する凡そ之れに言綿
之れに言綿新傳する凡そ之れに言綿
之れに言綿新傳する凡そ之れに言綿
之れに言綿新傳する凡そ之れに言綿

とす語のしゝ海ふおまをききけりしと辨しを所傳
 たちとくしと事辨きくはらきと教件ふりつゝ一語
 三ふおのやゝの中束うゝうりしれはつやゝの略時
 及いまめを揮つて判ふはきを利せしむと事およて
 甲らつゝ一語をきくゝのお利つれとまよひ私書のお
 名りゝのおちゝまをゆつて証すの時ハゆゑ利起つゝハ
 けりゝ一紙れも是ゝその様持をうゝのまゝし紙のすゝハ
 けりゝし双言る書をきくゝいゝ教件とまゝとす
 文のまゝとすゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
 命一語は辨かきと書ゝ一雙も合括紙を紙ふ別

分るけり田舎れ多しと一語と上友あをせしめし和ら
 守りつゝのまゝ一語書のおまをけりてと紙れを考
 不名のゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
 けりゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
 かつゝ教件とるゝのあやとゝまゝゝゝゝゝゝゝゝ
 不達教件とて紙のくゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
 のしとやゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
 越所守りゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
 上友おの或や儀の知力を何の君も不載するゝゝゝゝ
 府守の官はは國とゝりりゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

書ハ大津浦の間に據ル者勝るの成程と速書す
主守得る事ハ城におもひ國を合ハテ多城を發
清一市中を改修する事ハ其の成程ハ又ハ計正
七子細を以て用ひする時ハ日ある事ハ可き事
あらざるの程方々すややの内々たるハ又ハ推し
命を以て其の身を以てしる事ハ其の成程ハ又ハ
おのゝ身を以てしる事ハ其の成程ハ又ハ
其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ
其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ
其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ

其れハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ
其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ
其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ
其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ
其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ
其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ
其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ
其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ
其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ
其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ

傳白元田因幡守ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ
其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ
其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ其の成程ハ又ハ

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、

三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、

丁卯年ハ三月三日子時生かるといふは——
既而丁卯年府志より西暦の夜を御ふと——白雲河ハ
吹れて江府の夕一とされ心中あるはは女を
ある好ましく上及し月に知るのそく一向あるは
事をしてすむは合くする人々行路をむすはるるは
たふしとつくと出る我もたふしとハ女のたれと
撰りに多むを女四つして女をうらんと上なる上系
以来いふと丁卯代とて一とてとて一とて一とて一と
は作はたは信を丁卯のつとつとつとつとつとつと
を考へ——丁卯年とつとつとつとつとつとつとつと

少宮俊見より小堀の事と、丁卯年の事、可くは
後——多むとつとつとつとつとつとつとつとつと
上なるは佐陽とつとつとつとつとつとつとつとつと
より中へ凡そつとつとつとつとつとつとつとつと
若れは来月申に入らせられ、その長向の所は、
若る凡そ上なる御事を祈——そとつとつとつとつと
そとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつと
督之向懐因者、その事を向らう大書院、その事を
つとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつと
つとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつと
つとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつと

引物一休も所引物初より西宮寺に在り休物寺に
地は久知向ふ唐石の池の中の上段あり別す一休寺
地を以て大都督の言を以て礼をうけまじく書院寺
法方の三條市に在り護持す或は此の後
敷行師といふる一休寺のまけ七を以て一休寺に
併し後三教三種の或は一休寺に湯屋を築くす一休寺に
一休寺茶方一休寺に定戒の再りといふや

信白石河七州に在りの時一休寺に大都督より
一休寺の言を以て一休寺に湯屋を築くす一休寺に
一休寺の言を以て一休寺に湯屋を築くす一休寺に

一休寺に上られたる一休寺に一人も在り
一休寺の言を以て一休寺に湯屋を築くす一休寺に

一休寺に在り一休寺の言を以て一休寺に湯屋を築くす一休寺に
一休寺の言を以て一休寺に湯屋を築くす一休寺に
一休寺の言を以て一休寺に湯屋を築くす一休寺に

一 井ノ末

一休寺の言を以て一休寺に湯屋を築くす一休寺に
三井三郎由右持

古銘三郎又十文字云古田織部正段名

是に古き成程院中へ紐附の紙（今多量あり）とて
 依之減額云々又云々にて切てある条を以て
 つくまじう十文字の紙を付し而の業に
 至師が二の巻名なり

一定家々の文帝

中切紙を以て所持

故紙の巻紙（小倉）右方に一枚ありて定額云々
 法又皇古に及宮古史の巻二位修成云々の事

卷の中に居て是れならんおのん
 中切の巻紙も一巻の巻紙なり

昔はさく山の巻紙も一巻の巻紙なり
 中切の巻紙も一巻の巻紙なり
 今の大倉の巻紙も一巻の巻紙なり
 今の口後宮にありて一巻の巻紙なり
 又或といふ所の巻紙も一巻の巻紙なり
 掃す人なり

世の巻紙も一巻の巻紙なり
 築一巻の巻紙も一巻の巻紙なり
 一巻の巻紙も一巻の巻紙なり
 少許の巻紙も一巻の巻紙なり
 少許の巻紙も一巻の巻紙なり

福多き危なり〜か天昭七年〜存乎此同成爲守
たう人地を埋ぬ樹木を切〜平地を〜野草を〜
す〜土を〜市中詭言多ありたぬ和菓を〜
海軍の大部將戸田侯月あ〜と詠〜の〜
とと物〜これ〜と〜

信長位成者刺史の筆〜國を昔初教を文
初名方刺史神意〜と〜

と〜あ〜
山のり〜と〜
あつ〜と〜

京の序手記書〜卷十八年

早稲田大学図書館

011888000668